明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（四）　一

〔告　示〕
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件（外務一二七）　四
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同一二八）

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保することを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　日本国は、二〇一一年から二〇一五年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。（第一条関係）

2　日本国は、二〇一一年から二〇一五年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。（第二条関係）

3　日本国は、特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に関し、日米合同委員会における日本国政府の要請に基づき、合衆国がその訓練につき他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う日米合同委員会における日本国政府の要請に基づき、合衆国がその訓練につき合衆国の施政の下にある領域における合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり、日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。）。（第三条関係）

4　合衆国は、前記三種類の経費の節約に一層努める。（第四条関係）

5　日本国は、会計年度ごとに、負担する経費の具体的な金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。（第五条関係）

6　日米両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。（第六条関係）

7　この協定は、承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二〇一六年三月三一日まで効力を有する。（第七条関係）

条　約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二十八年一月二十五日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、